

## 船舶事故調査報告書

平成22年2月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年4月12日 14時30分ごろ本船上の船長が発見された。）
発生場所	不明（上記発見場所は、秋田県由利本荘市松ヶ崎漁港西方沖 松ヶ崎灯台から真方位270° 7,400m付近（概位 北緯39° 30.1′ 東経139° 57.6′）であった。）
事故調査の経過	平成21年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>べんてん</sup> 弁天丸、14トン AT2-952（漁船登録番号）、個人及び有限会社宮崎水産 16.28m(Lr)×4.04m×1.70m、FRP ディーゼル機関、264kW、昭和50年9月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成11年6月17日 免許証交付日 平成16年3月8日 （平成21年6月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員3人が乗り組み、底引き網漁の目的で、平成21年4月12日02時20分ごろ秋田県にかほ市平沢漁港を出港し、同県由利本荘市松ヶ崎漁港西方沖の漁場に至って操業を開始し、14時15分ごろ第8回目の引き網を終え、網を揚げるために船首を西方に向けて停止した。 船長は、網に取り付けたえい索がほぼ巻き揚げり、網の前部が船尾付近に達したころ、船尾甲板中央に設置されているネットローラーの左舷船首側に立ち、ネットローラーの操作レバー（以下「操作レバー」という。）の操作と揚網作業の指揮に当たった。 船長及び甲板員3人は、ネットローラーを挟んで左右2人ずつが船尾方を向いて横一列に並んだ態勢で、網の前部左右に取り付けられた網引き揚げ用の細索（以下「網用細索」という。）を取り上げて、巻き揚げ方向に回転させたネットローラーに挟み込んで網用細索の巻き揚げを開始した。 船長は、左右の網用細索をネットローラーに挟み込む時機がずれて、網

	<p>の前部が斜めになったことから、巻き揚げをやり直すこととした。</p> <p>甲板員全員は、14時30分ごろ、回転が停止したネットローラーに船長の左上半身が挟まっているのに気付いたが、船尾方の網を見ていたので、船長が操作レバーを操作するところやネットローラーに挟まれるところを見ていなかった。</p> <p>本船は、一級小型船舶操縦士免許を有する甲板員が操船して平沢漁港に入港した。船長は、待機していた救急車で病院に搬送されたが、内蔵破裂によるショック死と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>ネットローラーは、2個の球形ゴム製タイヤ（以下「ゴムタイヤ」という。）の間に網等を挟んで巻き上げるもので、ゴムタイヤに接したものを容易に挟み込むおそれがあった。</p> <p>船長は、ふだん、操作レバーを左手で操作していた。網用細索がずれて網の前部が斜めになると、ネットローラーを逆転させて左右が平衡になるようにやり直していた。</p> <p>ネットローラーには、逆転時に操作レバーを離すと回転が停止する機構（スプリングリターン）が組み込まれていた。</p> <p>船長は、ふだんどおり雨合羽の上下、黒いゴム長靴、つばのある帽子を着用し、作業用ゴム手袋をはめていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>死因は、内臓破裂によるショック死であった。</p> <p>本船は松ヶ崎漁港西方沖において底引き網の揚網中、船長が、網用細索の巻き揚げをやり直す際、ネットローラーに左上半身を挟まれたものと考えられる。</p> <p>船長は、左手からネットローラーに挟まれた可能性があると考えられるが、甲板員全員は船尾方の網を見ていたので、船長がネットローラーに挟まれるところを見ていなかったことから、その状況は明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、逆転中のネットローラーに左手を挟まれた際、操作レバーを放しておれば、スプリングリターンが作動し、船長の左上半身がネットローラーに挟まれることを防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が松ヶ崎漁港西方沖において底引き網の揚網中、船長が、網用細索の巻き揚げをやり直す際、ネットローラーに左上半身を挟まれたため、発生したものと考えられる。</p>	